

様式第 3 号の 2

洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書

宇城市長 様

修理業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和 8 年熊本地震による災害
自治体名	
修理物件	邸における井戸等 (住所 :)
調査日	令和 年 月 日

邸における井戸等の修理に際し、「構造等の問題により洗浄の実施が困難」又は「井戸そのものには損傷がないが、井戸等の構成要素の損傷により、井戸としての機能を失っている」ことから、下記のとおり、「洗浄の実施が困難であることの妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

【井戸等の状況】

邸における井戸等の設置図面

※井戸孔がコンクリートで被覆されている。井戸が軒下にある等、洗浄の実施が困難と判断された場合は、その根拠となった状況を記載するとともに、現地の状況がわかる写真等を貼付してください。

※井戸等の構成要素の損傷であり、洗浄による井戸機能の回復は見込めないと判断された場合は、その根拠となった状況を記載するとともに、写真等を貼付してください。

状況説明